独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	コード	8309
提出日	2020/5/27	異動（予定）日	2020/6/26
独立役員届出書の提出理由	2020年6月26日に開催を予定する定時株主総会において選任議案として付議される社外取締役候補者７名を独立役員として指定するため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鈴木武	社外取締役	○													○		有
2	荒木幹夫	社外取締役	○													○		有
3	松下功夫	社外取締役	○													○		有
4	齋藤進一	社外取締役	○													○		有
5	吉田高志	社外取締役	○													○		有
6	河本宏子	社外取締役	○													○		有
7	麻生光洋	社外取締役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社の定める独立性判断基準を充足していることから、記載を省略しております。独立性判断基準及び当該基準に含まれる軽微基準の概要につきましては、「４．補足説明」をご参照下さい。	鈴木氏は、日本を代表するグローバル企業のトヨタ自動車株式会社の元経営者としての幅広い経験と豊富な知識に加えて、金融関連事業の会社経営経験も有しています。なお、同氏は、2015年６月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去３事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の１％未満であり、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2008年６月まで在籍していたトヨタ自動車株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の１％未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
2	同上	荒木氏は、株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営及び政策金融等に関する幅広い経験に加えて、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。なお、同氏は、2018年８月まで一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めていましたが、同法人と当社及び当グループ会社との取引はなく、また現在、株式会社日本経済研究所の取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去３事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の１％未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
3	同上	松下氏は、日本を代表する大手エネルギー企業グループのＪＸホールディングス株式会社（現ＪＸＴＧホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に亘る豊富な経験を通じた事業経営・会社経営の知見と見識を有しています。なお、同氏は、2019年６月までＪＸＴＧホールディングス株式会社の相談役を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去３事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の１％未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
4	同上	齋藤氏は、丸紅株式会社で元財務部長としての財務会計に関する豊富な知識と経験に加えて、投資事業会社の会社経営者としての高い見識を有しています。なお、同氏は、2019年11月までジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はなく、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2002年９月まで在籍していた丸紅株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の１％未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
5	同上	吉田氏は、大手監査法人での公認会計士としての財務会計に関する豊富な知識に加えて、監査法人での経営経験や海外勤務経験に基づくグローバルな知見を有しています。なお、同氏は現在、公認会計士として吉田公認会計士事務所を開設していますが、同事務所と当社及び当グループ会社との顧問契約はなく、また取引もないことから、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
6	同上	河本氏は、全日本空輸株式会社での経営全般に関する経験に加えて、女性活躍推進に関する豊富な知見と見識を有しています。なお、同氏は、2017年３月まで全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、現在は株式会社ＡＮＡ総合研究所の取締役会長を務めていますが、両社と当社及び当グループ会社との間における過去３事業年度の平均年間取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の１％未満であり、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が在籍している企業グループであるＡＮＡホールディングス株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の１％未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

7	同上	麻生氏は、福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律に関する豊富な知識に加えて、組織マネジメントに関する経験を有しています。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

４．補足説明

当社は、以下の通り、独立性判断基準及び当該基準に含まれる軽微基準を定めております。

＜独立役員に係る独立性判断基準＞
1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近３事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
⑨ 最近３年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族又は同居の親族）である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

【取引先】
・ 当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること
・ 当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること

【寄付金等】
・ 受領者が個人の場合：
当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること
・ 受領者が法人の場合：
当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること

以上

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。